

医療保護入院制度が 変わりました

平成26年4月1日に精神保健福祉法が改正され、医療保護入院を中心に主に以下の制度が変わりました。

① 保護者制度が廃止されました

- これまでの、家族の1人が特別に「保護者」とされる制度が廃止されました。
- 今後、医療保護入院の手続では、家族又は後見人・保佐人のいずれかが入院の同意をすることとなります。

② 医療保護入院の方への退院支援が制度化されました

- 退院支援の担当者(退院後生活環境相談員)が医療保護入院の方1人につき1人決められます。
- 退院後生活環境相談員にご相談いただければ、退院後に利用したい障害福祉サービスや介護サービスについて、地域の事業者(地域援助事業者)をご紹介します。
- 入院時に決めた入院期間が過ぎるときに、引き続き入院が必要かどうかや退院に向けての取組などについて、委員会(医療保護入院者退院支援委員会)で議論します。

※ 希望すれば、ご本人、ご家族の方などが委員会へ出席することができます。
(ただし、場合により出席できない場合があります。)

詳しくは、あなたの退院後生活環境相談員(退院支援の担当者)又は病院の職員の方にお尋ね下さい。